

欧州委員会の在外広報事務所

欧州共同体による能動的使節権の 行使に関連して

川崎 晴朗

The Press and Information Offices of the European Commission in Non-Member States and to International Organizations

— In Conjunction with the Active Right of Legation
of the European Communities —

Seiro KAWASAKI

Finally, a global concept of Community external policy renders indispensable a strengthening of the institutional machinery, notably that used in dealing with the outside world, in such a way that the Community may obtain in international organizations a status corresponding to its competences and develop a policy of active "presence" in certain countries or groups of countries.

Commission of the European Communities, *Sixth General Report on the Activities of the Communities 1972*, point 379.

はしがき

1. 筆者は最近、「欧州共同体による使節権の行使状況 1952-1967年」及び「欧州共同体による使節権の行使状況 1967-2002年」と題する二つの稿を発表した¹⁾。筆者はこれらの稿で、欧州3共同体、すなわち欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)、欧州経済共同体(EEC)及び欧州原子力共同体(ユーラトム)に対し、1952年から2002年の期間、域外第三国が常駐外交使節を派遣した状況を示した。いいかえれば、欧州共同体の受動的(消極的)使節権が、この半世紀に及ぶ期間、いか

に行使されたかを各国代表の歴任表を作成し、またこれに説明を加えることによって示し得たと考える。二つの稿を1967年7月1日の時点で区切ったのは、この日、単一の閣僚理事会及び単一の委員会を設立する条約(以下「併合条約」)が効力を発生し、三つの共同体のそれぞれがもつ閣僚理事会が「EC理事会」に、また3共同体のもつ三つの委員会(ECSCについては最高機関)が「EC委員会」に、それぞれ統合されたためである。なお、2002年7月23日、ECSCがその活動を停止したため、この日から共同体はEEC及びユーラトムの二つとなった。また、EECは1993

年11月1日、欧州連合(EU)が発足したとき「欧州共同体」(EC)と改称したが、本稿では、1993年11月以前の期間もカバーするため、混乱を避ける目的でECとせず、EECのままとする。これは、三つ(のち二つ)の欧州共同体(EC、複数)と区別するためでもある。

筆者は、今後は欧州共同体の能動的(積極的)使節権について、その行使状況をできるだけ一次資料で裏付けながらフォローしたいと念願している。しかし、このテーマを扱うに先立ち、本稿で欧州委員会が域外、すなわち第三国及び国際機関に対して開設した広報事務所(Information Office または Press and Information Office, 仏 Bureau de presse et d'information)についての考察を行う。欧州共同体の1機関が第三国・国際機関に対し限定された任務しかもたない事務所を置いて、それをもって直ちに共同体による能動的使節権の行使ととらえることは困難であろう。しかし、広報事務所が実質的に欧州委員会代表部の役割を果たしたり、のちに代表部に改組されたりするケースもあったので、これまでの設置状況を一瞥することは、共同体が行使する能動的使節権の実態を知るためにも十分に意義があると考えられる。

2. 本稿のタイトルにいう「欧州委員会」は、それまでのEC委員会が、1993年11月にEUが発足した際に改称したものであるが、1967年7月に併合条約が効力を発生するまではECSCは最高機関、またEEC及びユーラトムはそれぞれが委員会をもっていた。

広報事務所は、欧州委員会に先行する3共同体の最高機関及び各委員会並びにEC委員会が設置し、また維持した。後述するように、現在では欧州委員会はもはや域外に広報事務所をもたず、同委員会が第三国及び国際機関に対して設置している代表部のそれぞれが広報部(Information Service)をもつという状況になっている。この状況は、EC委員会

が活動しているところから見られるようになったものである。

付言するならば、欧州共同体の域外に対する常駐代表は、欧州委員会(及びこれに先行する最高機関及び各委員会)のみならず、EU理事会(及びこれに先行するEC理事会)によっても派遣されてきた。ただし、EU理事会の場合は、事務局がジュネーヴ及びニューヨークに連絡事務所を置き、それぞれ在ジュネーヴ国際機関及び国連を管轄せしめているが、理事会は議長国(輪番制で、加盟国の間で6ヵ月ごとに交替する。)からこれら国際機関の許に派遣された常駐代表によって代表される建前である。理事会の二つの連絡事務所は議長国の常駐代表を補佐するため置かれたもので、常設ではあるがその任務は限定的であり、少なくとも現段階ではこれら事務所を外交代表部として扱い得るか否か疑問なしとせず、したがって、EU理事会が厳密な意味で能動的使節権を行使しているとは必ずしもいえないと思う。

3. 公的性格の資料としては、主として下記のものを使用した。

(1) EC委員会が発行していた *Directory of the Commission of the European Communities* (仏 *Annuaire de la Commission des Communautés Européennes*)、1993年11月にEUが誕生したあとは *Directory of the European Commission* と改題され、筆者の知る限り1997年2月版まで刊行された。本稿では *Directory* と省略して引用する。その一方で、EUは1994年から毎年 *Who's Who in the European Union?* (2001年版まで *Interinstitutional Directory* のサブタイトルが付されていた。仏 *Annuaire des Institutions de l'Union Européenne*) を発行している。本稿で引用する場合は、*Who's Who?* と略することとしたい。

(2) 欧州委員会(及びこれに先行する各委員会)は *General Report*、すなわち一般報告を毎年刊行しており、また、ほぼ毎月 *Bulletin*

を編集しているので、これらも参照した。*Bulletin* の場合、例えば EEC 委員会は1967年12月号まで *Bulletin of the EEC* を編集していたが、EC 委員会の成立後は ECSC 最高機関及びユーラトム委員会の各 *Bulletin* とあわせ、1968年1月から *Bulletin of the EC* を発行するようになった(1993年12月まで)。1994年1・2月号からは *Bulletin of the EU* と改題された。

域外広報事務所の特色

本稿では、欧州共同体の各委員会が域外に開設した広報事務所を扱う。これら委員会は、EU 域内はもちろん、域外でも活発な広報活動を展開してきたが、その主要な媒体となったのが第三国及び国際機関に置かれた広報事務所であり、また代表部の広報部である。現在では、広報事務所はその全部が代表部の一部を構成し、広報部となっている。

欧州共同体の広報事務所につき特色を二つ挙げるならば、(1) 共同体が代表部を置いている場所については、かかる事務所を併設する必要はとくにないこと、及び(2) 共同体の広報活動は、加盟国の大使館・代表部が協力し、場合によっては代行できることであろう。

(1) については、広報活動が各代表部の基本的任務の一つである以上、当然のことである。Louis は、欧州共同体の許に派遣されている第三国の代表部について、これら代表部は伝統的な外交機関に与えられた任務、すなわち代表、交渉及び広報を遂行している (ces missions...exercent des tâches dévolues aux organes de la diplomatie traditionnelle: représentation, négociation, information) と述べているが²⁾、共同体の委員会が第三国及び国際機関に派遣している代表部についても同じことがいえるであろう。実際に、第三国及び国際機関に対する代表部の数が増加するに

つれ、独立の広報事務所は次第に減少し、現在では皆無となった。広報事務所の数がピークに達したのは、1981、82年ごろと思われる。

(2) についてであるが、EEC 委員会の第7次一般報告(1963年4月1日 - 1964年3月31日)は、三つの共同体に共通する広報サービス(後述)の統括委員会(Supervising Board)は1963年9月23・24日の会合で3共同体の理事会が提出したメモランダムを承認したが、このメモランダムには、域外諸国における広報活動のため、これらの国に置かれている加盟国大使館の広報サービスをこれまで以上に活用することがうたわれていた(ポイント384)。また、Reichling は1964年に刊行した著書で、いくつかの第三国で加盟国大使館の広報・通商担当官が定期協議を行う手続が制定されたと述べた³⁾。同じことは、EC 委員会の第8次、第10次及び第11次一般報告(それぞれ1974年、1976年及び1977年をカバーする。)も言及している(ポイント81、55、38)。また、第12次及び第13次一般報告(それぞれ1978年及び1979年をカバー)によると、共同体の広報事務所にはその場所にある加盟国の大使館が協力し、効果を挙げている、これは、欧州自由貿易連合(EFTA)加盟国、東欧諸国、中国及びASEAN加盟国でとくにいえることである、という(それぞれポイント37、25)。

初期の広報事務所

ECSC 最高機関の第5次一般報告(1956年4月9日 - 1957年4月13日)によると、最高機関は当時ボン、パリ、ローマ、ロンドン及びワシントンの5カ所に広報事務所をもって(ポイント32、注)。欧州共同体が域外に設置した最初の広報事務所が、イギリス及び米国の首府にあったことがわかる。このうち、在ワシントン事務所は1954年に開設され

たというが(後述) 正確な時期はわからない。ロンドンに置かれた事務所については、最高機関の在イギリス代表部が1956年1月に開設されたあと、その一部として発足したと想像される。これら二つの事務所が任国でどのようなステータスを与えられていたのかは明らかでないが、在ロンドン事務所が代表部の一部であったとすれば、1955年7月27日に制定された Act to confer certain immunities and privileges on the representatives in the United Kingdom of the High Authority of the ECSC and their staff, and the family of the chief representative of that Authority (European Coal and Steel Community Act 1955) が適用された筈である。なお、改めていうまでもなく、当時イギリスはまだ ECSC に加盟しておらず、また EEC 及びユーラトムは存在していなかった。

1958年4月13日までの1年間をカバーする最高機関の第6次一般報告によると、ECSCの共同議会(1958年初頭にEEC及びユーラトムが発足したあと、3共同体に共通の欧州議会となった。)は広報活動の重要性を強調する決議を採択した(ポイント88)。また、同一般報告が刊行されたときはすでにEEC及びユーラトムを設立するための条約が効力を発生していたが、最高機関は新しく誕生した二つの委員会と広報活動の分野で協力することとし、さしあたり域内外にもつ五つの広報事務所は、3共同体に共通の広報サービスが設立されるまでの期間、二つの新しい共同体も活用できることとした(ポイント96)。1958年4月14日 - 1959年2月1日をカバーする第7次一般報告によると、ボン、パリ及びローマの広報事務所はすでに3共同体に共通したものとなり、また1958年5月、はじめての共通の事務所がハーグに開設される一方、域外にあるロンドン及びワシントンの事務所については、そのステータスにつき検討が行われているという(ポイント9)。

1960年3月には3共同体に共通の広報サービス(Joint Press and Information Service)が設置されたが(ECSC最高機関、第10次一般報告[1961年2月1日 - 1962年1月31日]ポイント47)、域外の広報事務所については、しばらくは3共同体委員会のそれぞれが開設・維持していた如くである。例えば、EEC委員会の第4次一般報告(1960年5月16日 - 1961年4月30日)は、同委員会が域外諸国にいくつかの広報事務所を設置したという(ポイント264等)。また、第7次一般報告(1963年4月1日 - 1964年3月31日)によると、EEC及びユーラトム理事会は、それぞれの委員会がジュネーヴ及びニュー・ヨークに広報事務所を設置することに同意した(ポイント384⁴⁾)。二つの委員会は、これらの事務所を通じ、国際機関に対する広報活動を進める体制をはじめて整えたことになる。このうち、EEC委員会の在ジュネーヴ広報事務所は1964年6月、すなわち同委員会が在ジュネーヴ連絡事務所を同年2月に設置した4ヵ月後に開設された(注9参照)。

また、1963年7月20日、EECと第1次ヤウンデ協定を締結し(1964年6月1日効力発生)、これと連合関係に入ったアフリカ諸国(AASM⁵⁾)に対しては、当然のことながら、EEC委員会が独自の事務所をつくることとなった。同じ協定により創設された連合議員会議は、EEC委員会に対し、AASMに広報事務所を開設するよう懇請した(EEC委員会、第8次一般報告[1964年4月1日 - 1965年3月31日]、ポイント318)。

ECSC最高機関の在イギリス代表部は、1967年7月1日、併合条約が効力を発生した数日後の7月6日にEC委員会代表部になった模様である⁶⁾。しかし、在イギリス代表部の場合は例外的で、AASMを含む域外の国・国際機関にあった欧州共同体の各委員会が設置した代表部や広報事務所の全部が実質的にも形式的にもEC委員会に共通したものにな

るには時日を必要とし、併合条約が実施された後、徐々に行われたと考えられる。

広報ネットワークの整備

1. 年月の経過と共に、広報事務所を含む欧州共同体の在外機関は次第にその形式を整え、赴任先の第三国（国際機関の場合は host country）の政府からも公的なステータスを与えられることが多くなった。EEC 委員会の第 8 次一般報告（1964年 4 月 1 日 - 1965年 3 月 31 日）によると、域内外の広報事務所はいまや“well established”であり、またニュー・ヨーク及びジュネーヴの事務所は“got off to a good start”という（ポイント 382）。同じ一般報告は、在ニュー・ヨーク事務所は国連に、また在ジュネーヴ事務所は同地にある国際機関及び「ヨーロッパ統合問題に関心のあるスイスの関係者」に情報を提供する任務をもつ、と述べる。さらに、「1965年にはモンテビデオにラテン・アメリカに対する広報事務所が開設される。」とも述べている。同じ一般報告によると、ウルグアイの首府モンテビデオに広報事務所を置くことは1963年 6 月に決定したが（ポイント 312）、開設は1965年 9 月となった（第 9 次一般報告 [1965年 4 月 1 日 - 1966年 3 月 31 日] ポイント 326⁷⁾）。この事務所の名称は、“Oficina de prensa e información para America Latina”であった。

EEC 委員会の第 8 次一般報告はさらに、1964年、アテネに“documentation centre on the European Communities”が開設された、ダブリンにも“International Centre on the EC”が置かれている、と述べる（ポイント 381）。ギリシャ及びアイルランドは、当時は 3 共同体に未加盟であった。

しかし、このような動きに対し、フランスの Maurice Couve de Murville 外相は、1966年 1 月 17・18 日の EEC 理事会特別会でエー

ド・メモワールを提出、そのなかで委員会が独自の広報事務所をもつのはおかしいと述べたという。同月 28・29 日の特別会合で成立した「ルクセンブルグの妥協」では、EEC の広報計画につき理事会及び委員会の協力を強化することが決定した⁸⁾。

2. 1967年 7 月、併合条約が実施され、EC 委員会が発足した。前述した 3 共同体に共通の広報サービスは、同委員会の第 10 総局となった（EC 委員会、第 2 次一般報告 [1968年] ポイント 607）。域外の広報事務所の共通化も軌道に乗った。EC 委員会の *Bulletin of the EC*、1968年 12 月号に Annex として“Directory of the Commission of the EC”が載っているが、これによると、1968年末にあった域外広報事務所の所在地及び所長名は次の通りである（157-9頁）。

Washington	Leonard B.TENNYSON
New York (attached to Washington office)	Franco CIARNELLI
London	Derek PRAG
Geneva	Norbert KOHLHASE
Montevideo	Yves GIBERT

EC 委員会は、1971年後半になって東京に広報事務所を開設する案を樹てた（第 5 次一般報告 [1971年] ポイント 578、第 6 次一般報告 [1972年] ポイント 552）。また、1973年にはアンカラに広報事務所を置くこととなった（第 6 次一般報告、ポイント 552）。その一方で、1973年 1 月、イギリス及びアイルランドが 3 共同体に加盟したため、在ロンドン代表部及び在ダブリンのセンターはいずれも共同体域内の事務所となった。

第 8 次一般報告（1974年）によると、在アンカラ事務所は1974年に設置され、また、1975年、アテネに広報事務所が開設されることになった（ポイント 81）。在アテネ事務所は、前述の“documentation centre”を改組したものである。在京事務所については、同じ一般報告は、1974年にその開設のため必要

な措置がとられたが、「この事務所は開設準備中の駐日代表部の一部になるであろう。」と述べている。代表部の開設は1974年7月16日であったが、広報担当の Romano Vulpitta (次席で資格は adviser) が着任したのは1975年5月5日である。Vulpitta には前任者がいた可能性があるが、当時の代表部の規模から考えると、広報専任の館員ではなかったであろう(後述)。

1975年4月版 *Directory* の “Information Offices” の欄を見ると、当時 EC 委員会は、域外に次の広報事務所を維持していた(49-50頁)。

- (1) 米国(ワシントン及びニュー・ヨーク)、(2) 日本(東京)、(3) スイス(ジュネーヴ)、(4) トルコ(アンカラ)、(5) ラテン・アメリカ(サンティアゴ及びモンテヴィデオ)。

しかし、ジュネーヴ及びアンカラにある事務所を除き、他の事務所は実質的にはそれぞれの任地に開設された EC 委員会代表部の一部であった。同じ *Directory* の “External Offices” の欄では、例えば在ワシントンの Andrew Armstrong Mulligan (資格は adviser) は “Head of Information Service”、また在京の Vulpitta は “Deputy Head with responsibility for information matters” で、それぞれ駐米及び駐日代表部のメンバーとなっている(24頁)。

在ニュー・ヨーク広報事務所については、EEC 及びユーラトムの両委員会がそれぞれの事務所を開設したことは前述したが、それは1964年のことであると思われる。これら二つの事務所が、ECSC 最高機関が同地に置いていた事務所と共に EC 委員会の連絡事務所及び広報事務所となったものと想像されるが(後述)、当初は、在ニュー・ヨーク広報事務所は形式的には在ワシントン広報事務所の suboffice であった。1975年4月版 *Directory* では、在ニュー・ヨーク事務所長の Adolfo

Comba (資格は adviser) が “External Offices” 及び “Information Offices” の双方に掲げられている。なお、EC 委員会はワシントンに代表部をもち、同代表部はニュー・ヨークに事務所 (New York Office) を置いていた。実質的には、ニュー・ヨークにあった広報事務所は、在ニュー・ヨーク事務所の一部であったというべきであろう。

ジュネーヴにあった広報事務所は、EC 委員会の在ジュネーヴ連絡事務所(のち代表部)と同一のアドレスに置かれたが、形式的にもその一部となったと思われる⁹⁾。

在ラテン・アメリカ連絡事務所(のち代表部)¹⁰⁾は、チリのサンティアゴにあり、広報部をもっていた。1965年以来、モンテヴィデオに広報事務所があったが(前述)、1975年4月版 *Directory* では “External Offices” の欄にはラテン・アメリカに対する Wolfgang Renner 代表が掲げられ、また “Information Offices” の欄にはサンティアゴに William Forwood の名が載っているものの、モンテヴィデオには EC 委員会の職員は1人もいない状態であった(24頁)。

EC 委員会の第12次一般報告(1978年)によると、1978年4月18日、ラテン・アメリカに対する委員会代表部はヴェネズエラに移され、サンティアゴには代表部の事務所が置かれることとなった。サンティアゴ事務所は主として南米大陸の南半分を管轄するという(ポイント527)。広報事務所については、1978年9月版 *Directory* はカラカスに一つ(代表部の一部であろう。)またサンティアゴにその suboffice が一つ置かれていると記録するが、在モンテヴィデオ事務所はその姿を消している(56頁)。第12次一般報告(1978年)は、委員会がマグレブ・マシュレク諸国と協力協定を締結した¹¹⁾ことに加え、ヴェネズエラに代表部を開設したことで欧州共同体の “information horizons” がひろがった、と述べている(ポイント37)。

いずれにせよ、1968年末当時にくらべ、1970年代にはまず日本、トルコ及びチリ（のちヴェネズエラ）の3ヵ国で広報事務所がつくられたことがわかる（ただし、東京及びサンティアゴ（のちカラカス）の事務所は、実質的にはそれぞれ日本及びラテン・アメリカに対する代表部の一部）。在アテネ事務所については、1975年9月版 *Directory* は“to be opened shortly”と述べている（53頁）。

第10次一般報告（1976年）は、東京及びオタワに広報事務所が開設された、と述べた上で、AASMを含むACP諸国（注5参照）が1975年2月28日、EECと第1次口メ協定を締結した点に関連し、ACP諸国における広報活動が、EEC委員会の代表（Commission Delegate, 仏 *délégué de la Commission*）の着任と共に強化されつつある、と記述している（ポイント55）。なお、*Directory* の上で、日本及び米国にある代表部の広報サービスの長が一時期“Head of Information Office”として掲げられたが（1976年9月、1977年9月、1978年2月版等）のち“Head of Information Service”に訂正された。

第11次及び第12次一般報告（それぞれ1977年及び1978年をカバー）によると、マドリッド及びリスボンにも広報事務所を置く準備が進んでいるという（ポイント38、37）。スペイン及びポルトガルは、当時はまだ共同体の域外国であった。

1978年2月版 *Directory* に在アテネ、また同年9月版に在オタワの各広報事務所が登場する（それぞれ、57、56頁）。また、第13次一般報告（1979年）は、1979年9月、在リスボン事務所が設置された、アルジェリア、モロッコ、チュニジア、エジプト、ジョルダン、レバノン、シリア及びイスラエルに代表部が開設されたので、これら諸国における広報活動が改善された、またバンコクに広報事務所が設けられたが、その目的はASEAN諸国¹²の広報の分野での需要に応ずることで

ある、と述べている（ポイント25）。在バンコク広報事務所は1979年5月版 *Directory* に登場するが（58頁）、第13次一般報告がいうように、実際はバンコクに開設された南・南東アジアに対するEC委員会代表部¹³の一部であった。在リスボン事務所は、1979年9月版 *Directory* にはじめて掲げられた（57頁）。

第14次一般報告（1980年）は、1980年に在マドリッド事務所の開設準備が終わったという（ポイント48）。同事務所は、1980年2月版 *Directory* に初登場している（84頁）。

3. かくて、第15次一般報告（1981年）が述べているように、このころEC委員会は、九つの非加盟国（スペイン、ポルトガル、トルコ、米国、カナダ、ヴェネズエラ、チリ、日本及びタイ）並びにジュネーヴ及びニュー・ヨークに広報事務所をもつ状況となり（ポイント44）、その数は11に達した。なお、ギリシャが1981年1月1日、欧州共同体に加盟したので、在アテネ事務所はこれに算入されていない。さらに、第16次一般報告（1982年）によると、委員会はキャンベラ及びベオグラードにある代表部にも広報事務所を付設した（ポイント63）。

在ニュー・ヨーク広報事務所に関しては、1974年10月11日、第29国連総会においてEECにオブザーバー・ステータスを付与する内容の決議3208（XXIX）が採択され、これが契機となって、EC委員会はニュー・ヨークに独立の国連代表部を置くこととなった。しかし、前述のように、在ニュー・ヨーク広報事務所は在米代表部の広報事務所の一部であり、国連代表部が開設されたあと、同事務所はしばらくは代表部と併存の状態にあったと思われる（注20参照）。

4. 1981、82年ごろ、EC委員会の域外における広報事務所のネットワークは完成した、といえるのであろう。しかし、その一方で、委員会は第三国及び国際機関に対し多数の代表部を設置するようになった。例えば、

1979年9月版 *Directory* によると、EC 委員会は米国、カナダ、ラテン・アメリカ、日本及び南・南東アジアの5ヵ所並びに国連、OECD、在ジュネーブ国際機関及び在ウィーン国際機関のそれぞれに代表部を開設していたが(24-6頁)、1980年2月版では国際機関に対する委員会の代表部の数は計4で変わらないものの、第三国(オランダ領アンティルを含む)に対しては実に45の代表部が掲げられている(85-94頁)。

代表部が開設されれば、広報活動は当然、代表部の任務の一つとなる。そのため広報事務所は新設されることがなくなり、既存のものも代表部に吸収されることになるのである。事実、*Directory* の “Information Offices” の欄に掲げられる広報事務所は加盟国内に置かれたものがそのほとんどで、域外に設けた事務所は減少して行った。例えば、1986年10月版には、域外ではアンカラ、リスボン、マドリッド及びジュネーブにあった広報事務所の四つが載っているのみで、さらに1987年2月版の “External Delegations” の欄に在トルコ代表部が登場、“Information Offices” の欄から在アンカラ広報事務所が消えた。加えて、1986年1月、スペイン及びポルトガルが欧州共同体に加盟したので、両国にあった広報事務所もわれわれの研究対象からはずれたことになる。

1993年11月にEUが発足、EC委員会は欧州委員会となったが、そのころまでに域外の広報事務所は一つも存在しなくなった。1994年10月版 *Who's Who?* で欧州委員会の域外における代表部を眺めると、“Head of Information Service” をスタッフにもつ代表部は日本、米国(ワシントン)及びヴェネズエラの三つで、このほか、在米代表部の在ニューヨーク事務所の Barbara Noël は単に “Information Service,” また在ハンガリー代表部の次席(adviser)は空席のまま “Information 担当” として掲げられている。Noël は *Who's*

Who? の1996年春季版からは欧州委員会の国連代表部に “Information Service” として掲げられるようになった。彼女の後任となった Wouter Wilton は、1997年4月から2000年1月版までの *Who's Who?* に “Head of Information Service” として載ったが、その離任後、このポストは掲げられなくなった。

ヴェネズエラについては、1994年版 *Who's Who?* に “Head of Information Service” のポストがあったが空席であった。この状態は1995年3月及び1996年春季版でも変わらなかったが、1997年4月版で消えた。また、在ハンガリー代表部の次席ポストも1995年3月版で消えている。

こうして、1998年3月版 *Who's Who?* では日本及び米国の首府に置かれた代表部のみに “Information Service” のポストが掲げられているという状態になった。この状態は現在もそのまま存続しているが、一再ならず述べたように、東京及びワシントンに独立の広報事務所が存在している訳ではない。広報サービスがそれぞれの代表部にあるいくつかのセクションの一つとなっているのである。日本及び米国以外の第三国及び国際機関に対する代表部にも広報担当のセクションが置かれている筈であるが、何故か *Who's Who?* に記載されていない。

東京及びワシントンにあった広報事務所

一般的にいて、欧州共同体がその初期に第三国または国際機関に対して設置した広報事務所は開設の時期や性格が必ずしもはっきりせず、任国より与えられるステータスもまちまちで、また広報事務所が連絡事務所または代表部に改組される場合でも、改組がゆるやかに行われ、その時期をはっきり特定できないことがある。

この点を説明するため、日本及び米国の首

府に置かれた欧州共同体の代表部・事務所を例にとろう。

(1) 駐日代表部・広報事務所

日本は欧州共同体と外交関係を樹立した最初の第三国の一つである¹⁴⁾。これに対して、すでに述べたように、EC 委員会は1971年後半、東京に広報事務所を設置する計画を樹て、EC 理事会は1971年9月20日、委員会の計画に同意した。10月25日、委員会で広報を担当する Albert Borchette 委員は安倍晋太郎外相に書簡を送付し、協力を要請した。外務省『わが外交の近況』(以下『外交青書』)第16号(1972年)は、「EC 委員会は、ワシントン、ロンドン等に代表部ないし事務所を設置しているが、東京にも近く EC 広報事務所を設置したい意向でありすでに予算措置がとられた趣である。」と述べている(216頁)。

1972年3月、EC 委員会は下準備のため Borchette 委員を日本に派遣した。『外交青書』第17号(1973年)は、「本件については、今後さらに日・EC 間で調整を要すべき点が残されているが、近い将来に実現の運びとなることが期待される。」というが(208頁) EC 委員会側は事務所の法人格の承認、所得税の免除をはじめとする外交特権の付与を求め、日本政府はこれに否定的であったといわれる。

1973年7月になって、EC 委員会は、駐日代表部の設置及び同代表部に対する外交特権付与の希望を伝えてきた。同年9月17日、副委員長の Sir Christopher Soames は、東京で大平正芳外相に対し、日本及び EU の間の対話を深めるため、1974年にも東京に代表部を設置する計画を進めていることを明らかにしたところ、日本はこの計画に基本的に合意した。『外交青書』第18号(1974年)は、「EC が超国家性をもつ機関で、在日代表部が通常の外交使節の機能に準ずる機能を果たすことを考慮し、特権免除付与に同意することとし、オルトリ委員長(注 François-Xavier Ortoli)

訪日の際その内容につき最終的に合意した。」と述べている(上巻、370頁)。

オルトリ委員長は1974年2月18日 - 24日、政府賓客として来日したが、2月20日付日本経済新聞によると、代表部設置問題は19日までにほぼ終了した(4面)。2月22日、EC 委員会代表部の設置並びにその特権及び免除に関する協定が、鶴見清彦外務審議官及びオルトリ委員長に随行して来日中の Emile Noël 委員会事務総長の間で仮調印された。

翌23日付朝日新聞及び毎日新聞は、日本が加盟していない国際機関の代表部に外交特権を付与するのはこれが初めてである、と報じている(それぞれ7面)。この協定は、3月11日、ブリュッセルでベルギー駐割の安倍勲大使(欧州共同体に対する代表を兼ねていた。)及びオルトリ委員長の間で正式調印され、5月27日、国会がこれを承認、5月31日に効力を発生した(昭和49年条約第3号)¹⁵⁾。

この協定は、第3条において、代表部、その長及び職員並びにこれらの者の世帯に属する家族は、一定の条件の下に、「外交関係に関するウィーン条約に従って与えられる特権及び免除に担当する特権及び免除」を享受する、と定めている。したがって、広報部が代表部の一部であれば、その職員及び家族は、当然同じ特権を享受することになる。

1974年7月16日、EC 委員会の Dr. Endymion Wilkinson 一等書記官(経済・通商担当)が代表臨時代理として東京に着任、駐日代表部を設置した。同年11月26日、同委員会の初代代表、Wolfgang Ernst が木村俊夫外相に信任された。

1975年5月5日、Romano Vulpitta 副代表が着任した。1976年9月ないし1979年8月版 *Directory* によると、Vulpitta の資格は“Deputy Head (Head of Information Office)”となっているが、それ以前の版、例えば1975年4月及び9月版では、彼は“Deputy Head with re-

sponsibility for information matters ”となつて
いる（前述）。Vulpitta は1979年秋に離任した
が、日本の外務省が刊行している外交団リス
トによると、彼の資格は、その在勤期間を通
じて、“Deputy Head of Delegation (responsi
ble for press and information)”である。いず
れにせよ、Vulpitta の着任により、駐日代表
部は Ernst 代表、Vulpitta 副代表及び Wilkin
son 書記官の 3 人で構成されることとなり、
この体制は1975年 7 月 2 日、2 人の女性館
員、すなわち Mrs. Micheline M. Merten 及び
Miss Amelia M. McMahon（いずれも資格は
Assistant Attaché、Mrs. Merten は広報担当）
が着任するまでつづいた。前述のように、
1975年 4 月版 *Directory* によると、当時す
でに東京に広報事務所が置かれていたとい
うが、Vulpitta 副代表の着任まで、Ernst 代
表または Wilkinson 書記官のいずれかが
広報部門を兼任したのであろうか。Vulpitta
の後任となった広報部長は、次の 7 名であ
る（日付は着任日）

1979年 8 月15日 Hubert DELAPLACE

1981年 9 月10日 Gilles ANOUIL

1985年 3 月21日 Michael LAKE

1991年 2 月 3 日

Antonio BOSCO MENEZES¹⁶⁾

1991年11月 1 日 Gérard LEGRIS

1995年 5 月22日 Leonidas KARAPIPERIS

2000年 1 月30日 Etienne REUTER

代表部の強化に伴い、次席が広報部長を兼
ねることは次第になくなった。各広報部長の
資格については、Vulpitta 以外の部長はほと
んど全員が参事官の資格をあわせもつ。例
外は Legris 及び Reuter 両部長で、前者は
1990年 5 月15日、二等書記官として着任、
のち一等書記官に昇格したが、農業及び社
会問題の担当であった。その後、参事官に
昇格、1991年11月、広報部長となった。
また、Reuter 部長は、着任当時から公使
参事官の資格を与えられていた。

EC 委員会が1971年、東京に広報事務所
を置くことを決定、そのための準備を進め
たものの、結局広報サービスとして1974
年に開設された駐日代表部の一部となつた
理由は、1973年 7 月 9 日付日本経済新聞
が報じたように、広報事務所にどのような
ステータスを付すべきかの点で、日本政
府及び EC 委員会の間に完全な合意が成
立しなかったためであろう（5 面）。

(2) 駐米代表部・広報事務所

米国は、EEC 及びユーラトムの発足後、
各共同体の委員会に代表を派遣する最初
の国となった。1956年 3 月13日以降 ECSC
最高機関に対する米国代表として活動して
いた William W. Butterworth 大使は、
1958年 2 月28日及び 3 月13日、それ
ぞれユーラトム委員長及び EEC 委員長
に信任状を提出している。これに対して、
ECSC 最高機関は比較的早期にワシントン
に広報事務所を開設し（前述）、EEC 及
びユーラトムの設立後は、これら共同
体の委員会も同地に常駐職員を置くよう
になったが、EC 委員会の発足後は、相
互主義の立場からも同委員会が在米代
表部を設置する必要性が痛感されるよう
になった。

EEC 委員会及びユーラトム委員会は、
二つの共同体のそれぞれがもつ理事会
に対し、米国及びイギリスに 3 共同
体共通の代表部 (missions) を設置す
ることを提案していたが（イギリスに
ついては、ECSC 最高機関がロンドン
に開設していた代表部を 3 共同
体共通の代表部にすると内容であ
らう）。1960年 2 月 1 日、EEC 理
事会及びユーラトム理事会は合同
会議を開催、両委員会の提案に原
則的な同意を与えた。この点は
EEC 委員会の第 3 次一般報告
（1959年 3 月21日 - 1960年
5 月15日）、ポイント 390 及び
第 4 次一般報告（1960年 5
月16日 - 1961年 4 月30日）、
ポイント 222 で明らかであるが、
第 4 次一般報告はさらに、
1960年11月19日、欧州議
会が “Résolution relative aux
Problèmes que posent

les Relations des Communautés Européennes avec l'Extérieur, en particulier le Droit de Légation et de Pavillon”と題する決議を採択したことにふれ、その際欧州議会は、EEC及びユーラトムの両理事会が同年2月に同意を与えた二つの委員会の提案がなるべく早く実施されることにつき希望を表明したと述べている。しかし、3共同体に共通する駐米代表部の開設には、なおかなりの年月を必要とした。(最高機関の在イギリス代表部の場合は、前述したように、1967年7月1日に併合条約が実施された数日後にEC委員会代表部となった。)

1971年2月25日、ニクソン大統領は議会に“Report on Foreign Policy”を提出、その中で次のように述べた。

米国が(欧州共同体との)協議(consultation)を拡大すべきであるとの意見が出され、これらの意見には、共同体がより高いレベルでワシントンで代表される可能性に関するものがあった。米国は、...共同体が行うこのような意見のいづれについても、その履行を歓迎するであろう¹⁷⁾。

このような経緯ののち、EC委員会は1971年7月22日に駐米代表部を開設し¹⁸⁾、同年10月18日、Aldo Mario Mazioが初代代表としてワシントンに到着した。Mazio代表は同年10月20日、William P. Rogers 国務長官に信任状を提出、公式に活動を開始した。

米国務省は1971年9月28日、すなわちEC委員会の駐米代表部の開設後になって、Spiro T. Agnew 上院議長に対しEC委員会の代表部及びそのスタッフに諸外国の在米外交代表部(大使館・公使館)及びそのスタッフに対するのと同じ外交特権を付与すべきであるとしてその説明を行う書簡を送り、10月15日、James W. Fulbright 議員はそのための法案S.2700を提出した。

1972年3月2日、米国国務省 George S.

Springsteen 欧州担当国務次官補代理は、上院外交委員会公聴会で“Development of U.S. and European Community Representation”と題するステートメントを読み上げた¹⁹⁾。

これによると、米国及び欧州共同体のそれ迄の公式関係は次の通りであった。

- (i) 1954年、ワシントンに(ECSC 最高機関の) 広報事務所が設置された。
- (ii) 1960年、共同体職員が1名、原子力エネルギー問題(atomic energy matters) を担当するためにワシントンに任命された。
- (iii) このような初期の動きから、より一般的な責任をもつ連絡事務所及び広報事務所が形成された(These beginnings eventually grew into a liaison office with more general responsibilities, and a press and information office) 。
- (iv) その後、EC委員会は駐米代表部の設置を決定し、初代代表として Mazio を任命した。国務省は、この決定を歓迎した。

Springsteen 次官補代理は、EC委員会の駐米代表部につき、「代表部及びそのメンバーに完全な(外交)特権及び免除を付与することは正当である(justificable)と考える。欧州共同体が主権の属性(attributes of sovereignty)を備えたユニークな(国際)機関であるというのがわれわれの見解である。」と述べた。

公聴会の5日後の1972年3月7日、法案S.2700は上院を通過、また10月11日になって下院を通過し、12月5日、ニクソン大統領はExecutive Order 11689に署名、同法案は成立した。Mazio代表の着任後1年あまりが経過していたが、この間、米国政府は同代表及び彼のスタッフに何等の外交特権も認めなかったのであろうか。

Springsteen 次官補代理は、ステートメントで、ワシントンに欧州共同体の連絡事務所

及び広報事務所がつけられたと述べた。上記 (ii) でふれた、1960年に原子力エネルギー問題を担当するため米国に任命された共同体職員とは、1958年1月に発足したユーラトム委員会事務局のメンバーと考えられるが、彼が1960年、米国に赴任して同委員会の在ワシントン連絡事務所を開設したのである。

さて、EC委員会の第5次一般報告(1971年)には、ユーラトム委員会の在ワシントン事務所はEC委員会の連絡事務所になった、との記述がある(ポイント151)。それでは、ユーラトム委員会の在ワシントン連絡事務所は1971年にEC委員会の連絡事務所になったのであろうか。EC委員会は1967年7月に発足したが、同委員会が編集した1968年12月版 *Bulletin* の Annex を見ると、“External Offices”の一つとしてワシントンに Liaison office of the Commission of the EC があり、Curt Heidenreich の名が掲げられている(138頁)。そこで筆者は、ユーラトム委員会の在ワシントン事務所は、おそらく1968年末までにEC委員会の連絡事務所に改組されたと考えたい。なお、同じ *Bulletin* は、EC委員会の在米連絡事務所は1960年から存在していた、と述べているが(ポイント151)、これはユーラトム委員会の職員がワシントン着任した時点と同連絡事務所の開設日と見做しているためであろうか。

一方、Springsteen 次官補代理のいう在ワシントン広報事務所は、上記(i)のECSC最高機関の広報事務所がEEC委員会及びユーラトム委員会にも共通の事務所になったものであろう。しかし、いつかかる改組が行われたのか明らかでない。

いずれにせよ、1971年12月の *Bulletin* が記述しているように、EC委員会の連絡事務所は、ワシントン及びニュー・ヨークにあった広報事務所と同様、同委員会の駐米代表部が新設されると、これに統合(incorporate)された(ポイント151)。EC委員会の1975年4

月版 *Directory* によると、ワシントンに在勤する同委員会の代表は Jens Otto Krag、また同代表部の在ニュー・ヨーク事務所所長は Adolfo Comba (資格は adviser) で、代表部及び在ニュー・ヨーク事務所のそれぞれが広報部をもち、代表部については Mulligan (既出) が Head of Information Service、また、在ニュー・ヨーク広報事務所については Comba 所長が Head of Information Service を兼ねる体制であった。在ニュー・ヨーク事務所は、“Suboffice attached to Washington Office” となっている(24、49頁)。なお、Krag 代表は Mazio 代表の後任で、1974年1月16日に米国政府に信任されたほか、委員会の国連代表を兼ねた。

EC委員会の米国における外交・広報活動の体制にしばらく変化はなかったが、1976年9月版 *Directory* で駐米代表部から独立した国連代表部が登場する。初代表は Paolo Cecchini である(24頁)。国連代表部は、駐米代表部の在ニュー・ヨーク事務所を母体に誕生したのであろう。在ニュー・ヨーク広報事務所は依然として在ワシントン広報事務所の suboffice となっているが、1995年3月版 *Who's Who?* では国連代表部の広報事務所となり(295頁)、さらに2001年版 *Who's Who?* (同年3月1日の状況を示す。)で姿を消した²⁰⁾。

1990年2月版 *Directory* から1996年春季版 *Who's Who?* まで、サン・フランシスコに駐米代表部の事務所が掲げられている(Head of Office は Bärbel Jacob)。同事務所は、当然広報活動に携わったことであろう。

駐米代表部及び広報事務所の沿革をこれ以上詳細にたどったり、所長または広報部長の歴任表(上記(1)の在京代表部の広報部長の歴任表のような)を作成したりすることは、資料が不十分なため、現段階では困難である。後日を期することとしたい。

いくつかの感想

ここで、現在の筆者がもつ二、三の感想を書きしるすこととしたい。

1. 「はしがき」で述べたように、筆者は、欧州共同体による受動的使節権の行使状況の研究に引きつづき、能動的使節権が EU 理事会（及びこれに先行する EC 理事会）並びに欧州委員会（及びこれに先行する各委員会）によりどのように行使されてきたか、その実態を探りたいと考え、関連資料を収集している。本稿は欧州委員会が第三国及び国際機関に置いた広報事務所につき、これまでの沿革にふれたものであるが、これは同委員会による能動的使節権の行使ぶりと密接な関係をもっている。

それにしても、とくに初期に開設された広報事務所については、その開設の時期・ステータス等について必ずしもはっきりしない。本稿では、欧州委員会の東京及びワシントンにある広報事務所または広報サービスの沿革を手持ちの情報をもとにやや詳細に示した。これまでに欧州共同体の各委員会により第三国や国際機関に設置された他の広報事務所についても、いずれその一つ一つにつき歴史を再構築することとしたい。

2. 欧州共同体のもつ使節権は、発足後しばらくの期間は、その受動面にくらべると能動面ではとくに活発に行使されることはなかった。すなわち、多くの第三国が欧州共同体に代表部を派遣する一方、共同体の各委員会が域外に代表部を開設することには、当初はかなりおくれが見られたのである。拙見であるが、EC 委員会が1981、82年ごろまでは多くの第三国及び国際機関に広報事務所を置いたのは、一つには代表部にかわり、さしあたっては広報事務所を設置し、それによって当該国・国際機関における委員会のプレゼンスを確保しようとしたためではなからうか。筆者はまた、1980年代に入るまで、委員会が

域外になかなか代表部を開設できなかったのは、「ルクセンブルグの妥協（前述）のいわば後遺症の一つであったと想像している。

EC 委員会の第6次一般報告（1972年）は、欧州共同体の対外政策にとり制度的な手段、とくに域外世界にかかわるための手段を強化することは不可欠で、「これにより、共同体はその能力にふさわしいステータスを諸国際機関の間で占め、若干の国・国家グループにおける能動的プレゼンスの政策（policy of active “presence”、仏 *politique de représentation active*）を発展できるようにしたい。」と主張しているが（ポイント379頁¹）、1970年代に入っても、EC 委員会が域外にもつ代表部の数は寥々たるものであった。例えば、1970年9月版 *Directory* によると、当時 EC 委員会の在外事務所としてはイギリス、米国（ワシントン）、チリ、ジュネーブ及びパリに置かれた5館にすぎず（13-4頁）、1971年9月版でも、これにニュー・ヨーク事務所が加わり、また在チリ代表部が在ラテン・アメリカ代表部として掲げられ、かつこれにモンテビデオ事務所が加わったことにとどまる。（15-7頁。なお、この版で、おそらく *Directory* でははじめて、在イギリス及び在米代表部のそれぞれに広報事務所が掲げられた。前者には Derek Prag、また後者には Leonard B. Tennyson の名が見える。）しかも、これら初期の代表部・事務所の構成メンバーは少数であった。第6次一般報告の記述は、当時の EC 委員会が域外での「能動的プレゼンス」を強化するため、代表部・広報事務所のいずれを問わず、「制度的な手段」をもっともちたいと強く願っていたことを示しているようである。

1975年6月18日の欧州議会で中国及びEECの関係につき討議が行われた際、リベラル・グループ所属議員の Lord Gladwyn は、EC 委員会が将来、北京または上海に何等かの事務所（some kind of office）をもつことを

希望する旨発言した²²⁾。Gladwyn 議員のいう「事務所」が具体的に何を意味しているかは明らかでないが、例えば1975年9月版の *Directory* を見ると、当時 EC 委員会は域外に六つの代表部（米国、カナダ、ラテン・アメリカ、日本、OECD 及び在ジュネーヴ国際機関に対する）並びに七つの広報事務所（東京、サンティアゴ、モンテヴィデオ、ジュネーヴ、アンカラ及びワシントン、また、ニュー・ヨークに在ワシントン事務所の suboffice。なお、在アテネ事務所は “to be opened shortly”）を維持していた（23-5、53-4頁）。1970年代初頭の状況に比べて改善は見られるものの、EC 委員会にとりまだ在外公館数は十分でなく、Gladwyn 議員も、委員会は中国に代表部でなくとも、少なくとも連絡事務所または広報事務所はもつべきである、と考えたのかも知れない。

その後、EC 委員会（のち欧州委員会）の在外代表部は次第にその数をふやし、前述のように、1980年2月版 *Directory* には50に近い代表部が掲げられた。2003年2月現在では、第三国及び国際機関に対する欧州委員会代表部の数は計49でほとんど変わらなかったが（2003/04年版 *Who's Who?*、258-267頁²³⁾）、2004年5月1日に中欧・地中海地域の10カ国が EU に新規加盟したため、これらの国に置かれた委員会の代表部はわれわれの関心からはずさなければならなくなった。

ちなみに、中国については、EC 委員会は北京に代表部を開設することとし、これに関連して、Willy De Clercq 委員（対外関係担当）を中国に派遣することを決定した。人民日報の関連記事を眺めてみよう（いずれも4面）。1987年3月28日付によると、De Clercq 委員一行は3月26日、北京に到着し、翌27日、鄭拓彬（Zheng Tuobin）対外経済貿易部長と会談した。3月31日付及び4月1日付によると、30日、De Clercq 委員は陳慕華（Chen Muhua）國務委員（女性）と、また31日、ウ

ランフ（Wu-Lan-Fu）国家副主席及び李鵬（Li Peng）副総理とそれぞれ会見した。また、4月2日付同紙は、委員一行が上海及び杭州訪問のため、4月1日に北京を離れた、と報じた。

その一方で、同紙4月1日付によると、3月28日、ブリュッセルで EC 委員会の駐中国代表部の設置並びにその特権及び免除に関する協定が共同体に対する中国政府代表・劉山（Shan Liu）大使及び EC 委員会の Josephus Leoff 対外関係総局長により仮調印されたが、これを受けて3月31日、北京滞在中の De Clercq 委員は周南（Zhou Nan）外交部副部長と同協定に本調印した。

1988年1月版 *Directory* にはじめて委員会の在中國代表部の欄が設けられたが（106頁）、誰が代表臨時代理となり、いつ着任したのであるか。1988年5月27日付人民日報によると、初代代表 Pierre Duchâteau は5月21日に北京に到着、26日、人民大会堂で、楊尚昆（Yang Shangkun）国家主席に委任状を提出した（4面²⁴⁾。

3. 欧州共同体に限らず、一般的に言って、国際機関は使節権を能動的に行使するよりも、これを受動的に行使することが多い。もっとも、筆者は、厳格な意味で使節権を行使している国際機関はこれまでのところ欧州共同体が唯一のケースであると考えており、したがって、ここにいう国際機関の使節権とは加盟国との間で行使される、いわば広義の使節権である。

次に、第1次大戦後ジュネーヴに創設された国際連盟の例を挙げることにしたい。Waters によると、当初、国際連盟事務局は連盟国とのコミュニケーションのためには各国政府と直接に接触することを希望し、連盟国がジュネーヴに常駐代表を派遣することを discourage した。スイス政府もベルン以外の地方都市にもう一つの、そしてより活発な外交団（a second and much more active diplomatic

corps in a provincial city) が存在することを嫌った。しかし、連盟国は次第にジュネーブに事務所を設置するようになり、これらは“ permanent delegations ”と呼ばれ、またその数は次第に増加し、国際連盟に対する外交団を形成した。これら代表部は人員数もまちまちで、その長の資格も大使から書記官 (Secretary) までであったという²⁵⁾。

このように、国と国際機関との間の外交関係については、この関係が狭義のものであれ、また広義のものであれ、必ずしも相互主義によって支配される訳ではないようである²⁶⁾。畢竟するに、国際機関はこれを創設することに同意した複数の国の意思に基づいて、また、その目的・任務の達成に必要な範囲で国際法上の行為能力を取得する主体 山本教授の表現をお借りすれば、「派生的・第二次的な国際法主体」²⁷⁾ である。そのため国際機関は、一般的に、加盟国との関係では相互主義を主張できないのであろう。そして、国際機関及び域外第三国の関係については、おそらくそれ以上に相互主義が保証されていないのであろう。

それでは、二つの国際機関の関係についてはどうか。国際機関が対外的行為能力を与えられているとしても、それは当該国際機関がその目的・任務を達成するのに必要な範囲内に限られており、したがって国際機関により具体的な行為能力の範囲及び内容が異なる。その上、一般的にいて、国際機関同士の間関係は、現在の国際社会の成熟度では「外交関係」と呼ぶにはあまりにも実質を欠いており、筆者はこれを相互主義的なものか否かを論ずること自体、あまり意味がないと考えている。

しかし、欧州共同体についてはどうか。その発足当時はともかく、共同体の対外的機能・任務が強化・拡大されるにつれて、少なくとも第三国との関係は次第に相互的な性格を帯びようになった、といつてよいのでは

なからうか。筆者は、使節権について欧州共同体がこれを能動面でも広く行使するようになったのは、その一証左であると考え。ただし、欧州委員会及び EU 以外の国際機関の間における代表の交換については相互主義が十分に作用していない。Schermers は、他の国際機関は常設代表部を設置する権限を与えられておらず、したがって、これら国際機関との接触を維持するため、委員会が代表部を派遣するほかなかった、と述べている²⁸⁾。

この点に関連して付言すれば、併合条約の実施後、EC 委員会(のち欧州委員会)は同委員会が域外に派遣する代表部の長の多くに、「代表」に加えて「大使」のタイトルを、また彼のスタッフにはそれまでの“ Chief adviser ”、“ Adviser ”等にかわって参事官、書記官等の資格を与え、さらに、おそらく 1980年代なかば以降、代表部を接受している第三国政府に対し、委員会の代表が外務大臣でなく国家元首に信任されることを求めるようになった。これは、拙見では、欧州共同体が国際政治・経済関係において国家(それも大国)と並ぶ重要な地位を占めるに至ったことを域外に示そうという EC 委員会の強い意向を反映するもので、EU の発足後は、欧州委員会は第三及び国際機関が委員会代表の「格」を重視することを一層強く望むようになったと想像される。そして、欧州委員会のこのような方針が完全に実施されれば(相手国・国際機関の同意を得て)、委員会の代表部と通常的外交代表部との類似性は一層強まることとなろう。ただし、現段階では欧州委員会の代表の全部が真正の外交代表として扱われている訳ではないようで、Lasok のいうように、委員会の在外代表は uniform status をもたず、彼らの公式のタイトルや代表部の正式名称すら接受国によって異なるのが実情のようである²⁹⁾。

それにしても、一般的にいて、欧州委員会の在外代表のステータスは明らかに高まっ

ている。日本に派遣されている委員会の代表を例にとろう。第4代代表 Andries A.M. van Agt は1987年5月14日、倉成正外務大臣に信任されたが、それまでの3人の代表の資格が“Head of Delegation”のみであったのにくらべ、彼は“Ambassador”の称号をあわせて与えられていた。さらに、第5代代表の Jean-Pierre Leng 大使は、1990年7月31日、天皇陛下に信任状を奉呈した³⁰⁾。日本の外務省が刊行する外交団リストでは、Annex として“List of International Organizations”が掲げられているが、1974年7月に EC 委員会の駐日代表部が東京に開設されたあとの同年10月版から一時期、Annex 1 として欧州委員会が、また Annex 2 としてその他の国際機関がそれぞれ掲載されるようになった。そして、1990年7月、Leng 大使が陛下に信任されたあとは、委員会代表部は Annex でなく、日本に外交代表を派遣している諸外国を ABC 順に配列したメイン・リストの末尾に掲げられるようになった。

4. 欧州委員会がジュネーヴ及びニュー・ヨークに代表部をもち、それぞれ在ジュネーヴ国際機関及び国連との関係の維持につとめていることは既述したが、委員会はこのほかパリ、ウィーン及びローマにも代表部を有する。パリにある代表部は OECD 及びユネスコ、ウィーンにある代表部は同地にある国際機関、また在ローマ代表部は FAO に対しそれぞれ委員会を代表しているが、これら代表部が置かれているのはそれぞれフランス、オーストリア及びイタリアで、いずれも EU 加盟国である。すなわち、EU 域内に三つの国際機関代表部が存在していることになる。もっとも、オーストリアは1995年1月1日に EU に加盟したが、在ウィーン国際機関代表部はこれより十数年前の1979年4月2日の開設である。(この日、それまで在パリ代表部の次席であった Giorgio Longo が初代表として着任した。) 同代表部は、1994年末ま

では第三国で活動していたことになる。

パリ、ウィーン及びローマにある代表部も当然広報部をもつが、理論的には、これら3カ国の政府または国民を本来の対象とはしていない、広報活動はそれぞれが管轄する国際機関に向けられている(すなわち、一種の域外広報活動を行っている)と考えるべきなのであろう。しかし、実際には、これら代表部が3カ国の「ヨーロッパ統合問題に関心のある関係者」にも広報サービスを行っていることはいうまでもない³¹⁾。

5. 筆者は、第三国・国際機関に対する欧州共同体の能動的使節権は、現在までのところ欧州委員会によって行使されており、同委員会が第三国で維持している代表部 (delegations) は国家の間で交換される外交代表部 (大使館・公使館) とほぼ同じステータスをもつに至った、といて差し支えない(少なくとも、これら代表部のほとんどについて) と考えている。しかし、「はしがき」で述べたように、欧州委員会が EU 域外で維持してきた広報事務所や、EU 理事会が国際機関に対して設置している連絡事務所を共同体がもつ能動的使節権のあらわれと見做すことには、筆者は懐疑的である。

一方で、欧州委員会に対し、若干の国際機関及び国・国際機関以外の非国家主体が連絡事務所を開設している。同委員会が刊行している外交団リストが、共同体に対する第三国の代表部 (missions) の欄につづいて、“Représentations auprès de la Commission” のリストを設けているので(ただし、1994年10月版以降) どのような非国家主体の連絡事務所が置かれているかは瞭然としているが³²⁾、筆者は、これら事務所を欧州共同体の受動的使節権の表現と考えることも困難ではないかと思う。しかし、このような連絡事務所の一部が、将来第三国の代表部と同じステータスを享受するに至る可能性は否定できないであらう。

6. 本稿では、欧州共同体の域外における広報活動の実態には直接ふれず、この活動の媒体としての欧州委員会の各広報事務所及び各代表部の広報部について、その沿革を描出するにとどめた。

EUは地理的に拡大し、いまや加盟国は25を数えるようになった。また、経済・通貨同盟(EMU)が1999年1月1日、第3段階に移行し、多くの加盟国で単一通貨(ユーロ)が流通するようになり、2004年10月29日、欧州憲法制定条約が全加盟国の首脳により調印される(この条約は、2005年1月12日、欧州議会本会議により賛成多数で承認された。)等、EUを通ずる欧州の統合はますます深化の方向に進んでいるようである。

EUにとり、第三国及び他の国際機関に対する広報活動の必要性・重要性は今後ますます高まることであろう。したがって、EUの広報政策については、われわれはその手法・内容等を分析し、把握することにも十分な関心を向けるべきであろう。

おわりに

すでに述べたように、1973年7月、EC委員会が駐日代表部の設置及び同代表部に対する外交特権付与の希望を表明したとき、日本政府は欧州共同体の「超国家性」を考慮してこの希望に応ずることにした。これも前述した点であるが、EC委員会が駐米代表部を開設したあとの1972年3月、米国国務省Springsteen次官補代理は上院外交委員会で、欧州共同体は「主権の属性を備えたユニークな国際機関」である、と述べた。

このように、欧州共同体または欧州委員会が域外第三国に派遣し、またこれらの国から接受する代表部が diplomatic status を有することは、欧州共同体の「超国家的性格」に由来すると説明されている。欧州共同体と他の国際機関との間で交換されている代表部につ

いても、これら代表部が diplomatic status を完全に付与されているとすれば、同様な説明が行われ得るであろう。

それでは、欧州委員会の広報事務所についてはどうか。

1980年代初頭まで、域外第三国及び他の国際機関に対する広報活動は主としてこれら第三国・国際機関に対して設置されたEC委員会の広報事務所により展開された。しかし、委員会は次第に第三国等に多数の代表部を開設するようになり、それに伴って、広報活動は次第に代表部に課せられた任務の一つとして推進されることになった。現在では、欧州委員会は域外に独立の広報事務所をもたない。過去に存在した広報事務所が派遣先でどのようなステータスを付与されていたかは興味のある問題であり、できるだけ資料を集め、実証的に検討すべきであろうが、現実の問題ではなくなったことは事実である。

本稿により、欧州共同体の各委員会による域外広報事務所の開設が、共同体による能動的使節権の行使と不即不離の関係を保ってきたことを明白にできたならば幸いである。筆者としては、本稿をプレリユードとして、共同体の理事会及び委員会による第三国及び国際機関に対する使節権(厳密な意味では使節権と呼べない場合を含めて)がいかに行使されてきたかにつき、実証的な考察を進めたいと考えている。

注

1)『東京家政学院筑波女子大学紀要』、第7集(2003年3月刊)及び第8集(2004年3月刊)。

第8集に載せた歴任表は2002年7月までの期間をカバーするものであり、(185)クックのTodd McClay大使で終わっている。McClay大使は2002年3月25日、欧州共同体に信任されたが、『紀要』第8集の刊行後、同大使が同日、ニウエ代表としても信任されたことが判明したので、(186)としてニウエを加えたい。

- ちなみに、McClay 大使がニウエ代表として外交団リストにはじめて掲げられたのは2003年10月版で(181頁) 同年1月版まで、何故かニウエのページは設けられていなかった。
- 2) Jean-Victor Louis, *L'Ordre Juridique Communautaire* (6e éd.; Luxembourg: Office des Publications Officielles des Communautés Européennes, 1995) ポイント47。なお、*L'Ordre Juridique Communautaire* の英語版では、“information”ではなく“communication”となっている(*The Community Legal Order* [3rd Ed.; 1995], ポイント47)。
- 3) Charles Reichling, *Le Droit de Légation des Communautés Européennes* (Heule: Edition UGA, 1964), pp.37, 65。
- 4) 1964年8月1日付 *Annuaire de la Commission de la CEE* の“Services Communs des Executifs des Communautés Européennes”の項を見ても、域外の広報事務所として、ワシントン及びロンドンにつぎニュー・ヨーク及びジュネーブに事務所が置かれていたことがわかる(31-2頁)。
- 5) EEC 設立条約第4部(第131-第136条)の規定により、EEC 原加盟国が当時もっていた海外領土(具体的にはフランス、イタリア、ベルギー及びオランダの信託統治領、海外領土、植民地等で、その大部分はアフリカにあった。)はEECに連合されたが、アフリカにある海外領土の多くは1960年以降、次々と独立を達成した。第1次ヤウンデ協定はEEC及びこれら新独立国のうちギニアをのぞく18カ国の間で調印されたもので、AASMは“Associated African States and Madagascar”の略である。第2次ヤウンデ協定は1969年7月29日に署名され、1971年1月1日に効力を発生したが、同協定には1972年5月12日に調印された協定(1973年6月1日効力発生)によってモーリシャスが加入し、AASMは19カ国となった。このほか、EECは1966年7月16日及び1968年7月26日、ナイジェリア及び東アフリカ共同

体を構成する3カ国(ケニア、ウガンダ及びタンザニア)とそれぞれ連合協定を締結したが、いずれの協定も批准されなかった。EECは東アフリカ共同体と再交渉を行い、1969年9月24日、新連合協定が調印された。(1971年1月1日効力発生。有効期間は、第2次ヤウンデ協定と同様、1975年1月31日までとされた。)

1972年1月1日にイギリスがEECに加盟したこともあって、第2次ヤウンデ協定が1975年1月31日に効力を失ったあとは、EECはアフリカのみならずカリブ海及び太平洋にある途上国(「ACP 諸国」と呼ばれる。)と協定を結ぶこととなった。第1次ロメ協定(1975年2月28日調印、1976年4月1日効力発生) 第2次ロメ協定(1979年10月31日調印、1981年1月1日効力発生) 第3次ロメ協定(1984年12月8日調印、1986年5月1日効力発生) 第4次ロメ協定(1989年12月15日調印、1991年9月1日効力発生)及びコトヌー協定(2000年6月23日調印、2003年4月1日効力発生)がこれである。AASMは、第1次ロメ協定の締結後はACP諸国に包摂されている(ギニア、ナイジェリア及び東アフリカ3カ国も同様)。なお、「連合」の表現は第1次ロメ協定以降使用されなくなった。また、コトヌー協定は、正式には「ACP・ECパートナーシップ協定」という。(ここにいうECはEECをさす。)

- 6) 本文で述べたように、最高機関の在イギリス代表部はEuropean Coal and Steel Community Act 1955により diplomatic status を付与されたが、イギリス議会の上下両院は、International Organizations Act 1968の第10節に基づき提出された Commission of the European Communities (Immunities and Privileges) Order 1968を承認した。イギリス女王はこの指令を1968年11月14日に裁可したが、指令の第14節は、この指令が1967年7月6日に遡及して施行される、と規定している。筆者が、最高機関の代表部が1967年7月6日、EC委員会の代

表部に衣替えしたと考えるのはそのためである。

Reichling は、欧州共同体の代表部を接受する国は、(i)これを通常の外交代表部と同一に扱うことも、(ii)共同体代表部のため特別に「必要な法的条件 (conditions légales nécessaires)」を整えることもできるが、イギリスは、最高機関の代表部について (ii) を選択し、European Coal and Steel Community Act を制定した、しかし同法には欠缺^{けんけつ}があり、適用に際し、若干の困難が生じた、といている (*Le Droit de Légation...*, p.73)。イギリスが1968年、EC委員会代表部について前記法律を改正せず、International Organizations Act に基づく指令を施行したのは、それまでの経験に学んだ結果であろうか。

- 7) モンテヴィデオは1961年6月1日に発足したラテン・アメリカ自由貿易連合 (LAFTA) の事務局所在地であった。なお、自由貿易地域の創設は事実上挫折し、1981年3月18日、LAFTA に代るラテン・アメリカ統合連合 (ALADI) が発足した。
- 8) EEC 委員会、第9次一般報告 (1965年4月1日 - 1966年3月31日) ポイント13、1966年1月19日付及び2月1日付 *Le Monde*、それぞれ2面。
- 9) Schermers は、EEC 委員会が1964年2月15日、まずジュネーヴに代表部を開設したという (Henry G. Schermers, “The Community’s relations under public international law” in *Commission of the European Communities, Thirty Years of Community Law* [Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1983], p.222)。しかし、1964年8月1日版同委員会の職員録 *Annuaire de la Commission de la CEE* の DG (Relations Extérieures) の項を見ると、ジュネーヴには Bureau de liaison avec le GATT があり (8頁) 実際には代表部ではなく、GATT に対する連絡事務所であったと思われる。初代事務所長は Pierre Nicolas

(Schermers によると、彼の資格は “Embassy Counsellor”) であった。彼の着任に先立ち、同年2月11日、EEC 委員会はブリュッセルにあるスイスの欧州共同体代表部に対し、ジュネーヴに連絡事務所を開設する意向を伝え、また、同事務所に対し同地にある他の外交代表部と同一の地位を付与するよう要請したところ、7月14日に至り、スイス政府は委員会の Jean Rey 委員あて書簡をもって、委員会の要請に必ずしも応答した (*Thirty Years...*, p.222)。

EEC 委員会の在ジュネーヴ連絡事務所はその後代表部に昇格し、同地にある GATT 以外の国際機関も担当するようになり、また併合条約実施の数年後、EC委員会代表部になった。初代の Paul Luyten 代表は、1973年7月1日の着任である (資格は “chef de délégation”)

- 10) ECSC 最高機関は1964年、サンティアゴにラテン・アメリカに対する連絡事務所 (Bureau de liaison de la Haute Autorité de la CECA、西 *Oficina de Enlace de la Alta Autoridad de la CECA*) を開設した。初代所長は Wolfgang Renner で、同年4月5日の着任である。1965年4月30日、チリ及び最高機関の間で最高機関の連絡事務所の地位に関する協定が締結され (テキストは1966年4月5日付チリ共和国官報 Núm. 26. 408) ECSC はチリで法人格を認められると共に、在チリ連絡事務所は diplomatic status を享受することとなった。

1968年初頭に EEC 及びユーラトムが誕生すると、同事務所は新設の二つの共同体の委員会をも代表することになり、さらに最高機関及びこれら委員会が1967年7月に併合され、EC委員会が発足すると、“Bureau de liaison de la Commission des Communautés Européennes” となった。これは1970年9月版 *Annuaire de la Commission des CE* でも同様であるが、1971年9月版から、連絡事務所が代表部に昇格したこと (代表は Renner) またウルグアイ

に代表部の事務所 (Montevideo Office) が置かれたことが明白となる。Renner の後任は Manfredo Maciotti 代表で、1979年 7月11日の着任である。

EC 委員会のラテン・アメリカに対する広報事務所は、本文でも述べたように、まずモンテヴィデオに設置された。これは、すでに引用した1968年12月版 *Bulletin* の Annex から明らかである (158頁)。この広報事務所が代表部の在モンテヴィデオ事務所の前身であろう。

- 11) アルジェリア、モロッコ及びチュニジアは「マグレブ諸国」、またエジプト、ヨルダン、レバノン及びシリアは「マシュレク諸国」と称されるが、EEC はこれら諸国、またこれら諸国にトルコ、イスラエル等を含めた地中海諸国との関係については、発足当時からその政治的・経済的重要性を認識し、「地中海政策」を展開してきた。

アルジェリアは、EEC 条約の締結当時はフランスの海外県であったが、同条約第227条により EEC との関係について特別の地位を与えられた。アルジェリアは1962年 7月 3日独立したが、ベン・ベラ首相 (Ahmed Ben Bella) は1962年12月24日付書簡で、EEC 側に対し、アルジェリアは暫定的に (à titre provisoire) この地位を引きつづき維持したい旨を要請して承認された (EEC 委員会、第 6 次一般報告 [1962年 5月 1日 - 1963年 3月31日]、ポイント219、1963年 1月 5日付 *Le Monde*, p.4)。

1976年 4月26日、EEC 及びアルジェリアは EEC 条約第238条を法的根拠とする協力協定を締結した (1978年11月 1日、効力発生)。なお、EEC 条約第238条の規定は、アムステルダム条約第310条に移されている。

チュニジア及びモロッコについては、EEC 条約に調印したヨーロッパ 6 カ国は両国及びリビアに「経済的連合」(association économique) を設定する協定を締結するための交渉を呼びかけ、チュニジアについては1969年 3月28日、またモロッコについては同

年 3月31日、それぞれ協力協定が結ばれた。(いずれも、1969年 9月 1日に効力を発生した。)その後、EEC はチュニジア及びモロッコのそれぞれと、“Euro-Mediterranean Agreement” と称する新協定を締結した (チュニジアとの協定は1995年 7月17日調印、1998年 3月 1日効力発生、またモロッコとの協定は1996年 2月26日調印、2000年 3月 1日効力発生)。両国との新旧協定は、いずれも EEC 条約第238条に法的基礎をもつ。

マシュレク諸国に関しては、EEC はやはり EEC 条約第238条に基づく協力協定を締結した。(エジプト、シリア及びヨルダンとは1977年 1月18日に締結、効力の発生は、シリアについては1978年 1月 1日、エジプトについては同年11月 1日、ヨルダンについては1979年 1月 1日であった。また、レバノンとの協定は1977年 5月 3日締結、1978年11月 1日効力発生。)

EEC は、1975年 5月11日、イスラエルと EEC 条約第113条に基づく協定を締結した。なお、EEC 条約第113条の規定はアムステルダム条約第133条に移された。

このほか、地中海沿岸の国としてギリシャ、マルタ、サイプラス及びトルコがある。このうち、ギリシャは EEC と1961年 7月 9日、EEC 条約第238条に基づく連合協定を締結したが (1962年11月 1日、効力発生)、同国は1981年 1月 1日、EEC に加盟した。マルタ及びサイプラスも、それぞれ1970年12月 5日及び1972年12月19日、EEC と連合協定を締結したが (1971年 4月 1日及び1973年 6月 1日、それぞれ効力発生)。両国は2004年 5月 1日、EU 加盟国となった。一方、トルコは1963年 9月12日、EEC と連合協定に調印 (1964年12月 1日に効力発生) さらに1987年 4月14日、欧州共同体に加盟申請したが (EC 委員会、*Bulletin*、1987年 4月、ポイント1.3.1) まだ EU の「加盟候補国」の状態にとどまっている (欧州委員会、1999年一般報告、ポイント

588、*Bulletin*、1999年12月、ポイント1.1、13)。しかし、2004年12月16日、欧州理事会（EU首脳会議）はついにトルコとのEU加盟交渉を2005年10月3日から開始することで合意し、トルコ側に提案した。翌17日、トルコはこの提案を受諾したが、交渉の長期化が予想されている。

EECは、パレスチナ解放機構（PLO）と1997年2月24日、“Euro-Mediterranean Interim Association Agreement”を締結した（同年7月1日効力発生）。この協定はEEC条約第113条に根拠をもつが、*sui generis*なもので、PLOは「パレスチナ自治政府（PA）のため（for the benefit of the Palestinian Authority of the West Bank and the Gaza Strip）」締結したが、これはPAが条約締結能力を有しないためと説明されている。この点につき、『外務省調査月報』、1997年度 / No.3、林禎二「パレスチナ暫定自治の法的側面 ラビン及びペレス労働党政権時代における解釈を巡っての試論」を参照されたい。なお、EEC及び地中海諸国（PAを含む。）の間のパートナーシップにつき、*Bulletin*、1995年11月、ポイント1456を参照のこと。

- 12) ASEANは1967年8月8日に設立されたもので、1975年当時はまだ原加盟5カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイ）で構成されていた。次の注を参照。
- 13) EC委員会は1979年8月、南・南東アジアに対する代表部をタイに置いた。代表臨時代理となったのはRichard Ravennaであるが、正確な着任日は明らかでない。初代代表はJohn Hansenで、同年9月13日、タイ首相の許に信任された。南・南東アジア代表部はとくに1967年に発足したASEAN諸国との経済交流を活性化させ、またこれらの国で広報活動を行うため開設されたというが、1983年1月版*Directory*からは、南アジアのバングラデシュに同代表部のsubofficeが掲げられた（89頁）。

EC委員会の第16次一般報告（1982年）は、「南・南東アジアに対する代表部のauthorityの下に」、バングラデシュにresident adviserが任命された、と述べている（ポイント703）。初代のダッカ事務所長はJean-Paul Jacqueminであるが、着任は1982年末であろうか。

EC委員会は、のちに代表部を二つとし、タイに南東アジア代表部、またインドに南アジア代表部を置く（バングラデシュにある事務所は南アジア代表部のsubofficeとする。）という体制をとることとした。南アジア代表部について、1983年5月版*Directory*は1983年5月に開館の予定と述べている（93頁、注2）。EC委員会の初代の南アジアに対する代表は注10でも登場したManfredo Manciotiであるが、正確な着任日は不明である。

ブルネイは1984年1月1日に独立し、同年1月7日、ASEANに加盟したが、同国は独立前からEC委員会の太平洋地域に対する代表部（Delegation for the Pacific, 1978年、フィジーに開設された。）が兼轄していた。1984年9月版*Directory*で、ブルネイが同代表部の兼任先からはずれた（94頁）。同国がそのころ南東アジア代表部の管轄下に入ったことがわかる。その後、タイ以外のASEAN諸国にも次第に代表部が開設されるようになった。1990年2月版*Directory*から、EC委員会が在インドネシア代表部を設置し、代表（Head of Representation）としてRobert van der Meulenを派遣したことがわかる（128頁）。同代表は、ブルネイ及びシンガポールを兼轄した。また、1991年5月16日、マニラに在フィリピン代表部が置かれ（同年5月17日付日本経済新聞、9面）、さらに、1996年春季版*Who's Who?*により、ヴェトナムにRicardo Ravenna代表が派遣されたことがわかる。1990年2月版以降の*Directory*では、バンコクにある代表部は「在タイ代表部」となっている。

ASEANには、ブルネイにつづき、1995年7月にヴェトナム、1997年7月にラオス及び

ミャンマー、そして1999年4月にカンボディアが加盟したが、当初は在タイ代表部はマレーシア、ラオス、カンボディア及びミャンマーを、また在インドネシア代表部はブルネイ及びシンガポールをそれぞれ兼轄した。

2003/04年版 *Who's Who?* によると、マレーシア及びシンガポールにも代表部が開設され、これら両国はそれぞれ在タイ代表部及び在インドネシア代表部の管轄からはずれた。

ちなみに、現在の在タイ代表 Klaus Schmal-lenbach 大使は、2001年1月20日、タイ国王に信任状を奉呈したが、大使の資格をはじめと与えられたのは彼の2代前の J. Guyn Morgan 代表で、同代表は1993年2月の着任である。(なお、在タイ代表部発行の *EU Today* 第10号 [1999年4-6月]、4-9頁に掲載の“The Early Days of the Bangkok Delegation”を参照されたい。)

一方、南アジア代表部については、*Directory* の1988年1月版からバングラデシュにあった同代表部の suboffice が独立の代表部となっているほか、パキスタン及びスリ・ランカにもそれぞれ代表部が開設され、1993年5月版から南アジア代表部は在インド代表部となった。1985年にインド、パキスタン、バングラデシュ、スリ・ランカ、ネパール、ブータン及びモルディヴを構成国とする南アジア地域協力連合 (SAARC) が結成されたが、EC委員会の南アジア代表部は当初これら7カ国の全部を管轄していたのであろう。しかし、同委員会(のち欧州委員会)は、バングラデシュ、パキスタン及びスリ・ランカにも独立の代表部を置くようになったのである。現在、在インド代表部はネパール及びブータン、また在スリ・ランカ代表部はモルディヴをそれぞれ兼轄している。

委員会が複数の国を一つの代表部に管轄せしめた例は、南・東南アジア諸国や注10でふれたラテン・アメリカ諸国だけではない。例えば、本注で太平洋地域に対する代表部に言

及したが、同代表部が1978年9月版 *Directory* にはじめて掲げられた当時は、フィジーのほか、サモア及びトンガ並びに太平洋地域にある EC 加盟国の海外領土を兼轄していた(92頁)。これら海外領土のうち、トゥヴァル及びヴァヌアツはその後独立したが、代表部は依然としてこれら2カ国を、太平洋地域の海外領土と共に兼轄した。1978年9月版 *Directory* には、パプア・ニューギニア (PNG) に対する代表部が登場し、同代表部はソロモン及びキリバスを兼任したが(95頁)、のちトンガ及びヴァヌアツに太平洋地域代表部の、またソロモンに在 PNG 代表部の suboffice がそれぞれ置かれるようになった。また、一時期、サモアにも太平洋地域代表部の suboffice が開設されたが、のち閉館となった。1996年春季版 *Who's Who?* によると、ニュー・カレドニアにも suboffice が設けられたが、これも数年後に廃止された。

2000年1月版 *Who's Who?* によると、太平洋地域にある欧州委員会の代表部はフィジー、PNG 及びソロモンの三つで、サモアの suboffice は廃止され、トンガ及びヴァヌアツの両国にのみ suboffice が設置されていたことがわかる。

さらに、2002/03年版になると、在ソロモン代表部及びトンガ等にあった suboffice が消えた。在 PNG 代表部の兼任先はヴァヌアツ及びソロモン、また在フィジー代表部はそれ以外の太平洋地域にある国・地域である。これは2003/04年版でも変わっていない。

- 14) 『東京家政学院筑波女子大学紀要』、第7集(前掲)で明らかのように、日本政府は1954年10月20日に ECSC 最高機関、1959年10月19日に EEC 委員会、そして1961年4月12日にユーラトム委員会に対し、それぞれ初代代表を信任せしめた(8、12、22頁)。
- 15) 『外交青書』第19号(1975年)、167頁、EC委員会、1974年2月及び3月版 *Bulletin*、それぞれポイント2323、2334、第8次一般報告、ポイ

- ント446。なお、この間、欧州議会のLord O'Hagan 議員が EC 委員会に書面による質問 No.421/73を行った経緯がある（1974年1月23日付 *Europe*, p.12）。また、国際法事例研究会『日本の国際法事例研究（4）外交・領事関係』（慶応義塾大学出版株式会社、1996年）211-5頁を参照されたい。
- 16) 日本の外務省の外交団リストでは“Antonio DE MENEZES”となっている。
- 17) *Public Papers of the Presidents of the United States:Richard Nixon 1971* (Washington, D.C.: United States Government Printing Office, 1972), p.232.
- 18) CIS No.1972-S383-7,p.23. 本文で述べるように、1972年3月2日、米国国務省 George S. Springsteen 次官補代理は上院外交委員会公聴会（公聴会のタイトルは“Diplomatic Privileges and Immunities to the Mission of the European Communities”）で米国及び欧州共同体の間の公式関係につきステートメントを読み上げたが、同次官補代理は、その際 Clifford P. Case 議員が行った質問に後刻返答を寄せ、これにより EC 委員会の駐米代表部の開設日を明らかにしたものである。Mazio 代表の着任まで、誰が代表臨時代理をつとめていたのかは明らかでない。
- 19) ステートメントのテキストは、前注で引用した CIS No.1972-S383-7に収められている（5-25頁）。
- 20) EEC が1974年10月11日、国連総会におけるオブザーバー・ステータスを得たあと、EC 委員会は国連に対するオブザーバー・ミッションを置くこととなった。しかし、当初はワシントンにある駐米代表部の Krag 代表が国連に対するオブザーバーを兼ねた。例えば、国連事務局が発行している *Permanent Missions to the United Nations* の1975年7月版を見ると、EEC の欄には当時の EC 理事会議長国アイルランドの国連常駐代表 Eamonn Kennedy 大使と共に、Krag 代表の名が掲げられている。Krag 代

表の後任となった EC 委員会の Fernand Spaak 駐米代表も国連を兼ねた。駐米代表部在ニューヨーク事務所の Comba 所長は、*Permanent Missions...* の1976年1月版まで、Krag 及び Spaak 両代表の次席として掲げられている。また、同所長は Krag 代表が国連代表として信任されるまでの一時期、代表臨時代理であったと見られる。

しかし、1976年8月版になると、Cecchini が“Head of the Delegation of the Commission of the European Communities to the United Nations”として載っている（231頁）。彼が1976年1月から8月までの期間中に、国連代表として（駐米代表とは独立に）着任したことがわかる。在ニューヨーク広報事務所はしばらく存続をつづけたようであるが、本文で述べるように、当時同事務所では広報を担当していた Barbara Noël は1996年春季版 *Who's Who?* では国連代表部に移っている。そのころまでには、駐米代表部の在ニューヨーク広報事務所は国連代表部に吸収されたのであろう。

念のため付言するならば、EEC は国連においては EC 理事会（のち欧州理事会）の議長国（半年ごとに交替する。）及び委員会の双方で代表される形をとっている。*Permanent Missions...* には、1980年9月版までは EC 理事会議長国の国連常駐代表及び EC 委員会代表部の長の2人が記載されていた。1981年3月版からは EC 委員会代表（当時は Pierre Malvé）の氏名のみが掲げられるようになったが、「EEC は EC 理事会議長国の国連代表（当時はオランダの Hugo Scheltema 大使）及び EC 委員会代表の双方によって代表される。」と注記されている。（なお、1982年9月版より、EC 理事会代表として、前議長国及び現議長国それぞれの国連代表の氏名が掲げられるようになった。）また、EC 理事会は、ニューヨークに連絡事務所を設置したが（EC 委員会代表部とは別に）、これは EC 理事会議長国の国連代表を補佐することを主な任務としていると考

えられる。

詳細は、筆者が近く『愛知大学国際問題研究所紀要』に発表する予定の「欧州連合（EU）及び他の国際機関の間の公式関係 - 欧州共同体による使節権の行使に関連して -」（2）の 5（c）を参照されたい。

21) 第6次一般報告のこの部分は、本稿の冒頭でその原文を引用した。現在、欧州委員会によって欧州共同体の能動的使節権が幅広く行使されているが、筆者は、その基礎には、この一般報告の記述で明白にされたような EC 委員会の強い意向があったと考えている。

22) *Official Journal, Annex: Debates of the European Parliament*, No.192 (June 1975), p.148.

23) 第三国には、香港（マカオ兼任）、パレスチナ自治区（ジョルダン川西岸及びガザ地区）等が含まれる。『愛知大学国際問題研究所紀要』、第123号（2004年9月）、拙稿「欧州委員会及び非国家主体の間の公式関係 - 欧州共同体による使節権の行使に関連して -」（1）を参照されたい。

24) 1988年4月1日付人民日報第7面に解説がある。なお、EC委員会、第21次一般報告（1987年）、ポイント809、同 *Bulletin* , 1987年3月、ポイント2 2 24。

中国は、1975年9月16日、李連璧（Li Lien-pi）大使を初代代表として EEC に信任せしめた（『外務省調査月報』、1976 / No.1、拙稿「中国と欧州経済共同体」、79-83頁）。したがって、EC委員会は12年以上の歳月が経過した1988年5月になってようやく在中国代表部を置き、中国・EEC関係ははじめて reciprocal なものとなったことになる。中国はその後 EEC のみに外交代表を派遣していたが、6代目の劉山大使は1985年10月1日、3共同体の全部に信任された。

付言すれば、欧州委員会は2003年3月10日、台湾に経済・貿易事務所を開設した（欧州委員会の同日付発表 IP/03/347）。

25) F.P. Waters, *A History of the League of Nations* (London, etc.: Oxford University Press, 1952), I, 197-9, 298-9. 日本については、鹿島平和研究所編『日本外交史』、第14巻、佐藤尚武監修『国際連盟における日本』（鹿島研究所出版会、1972年）、441-2頁。

26) A.G. Toth も、同様のことを述べている（*The Oxford Encyclopaedia of European Community Law* [Oxford: Clarendon Press, 1990], I, 263）。

27) 山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、1994年）、123頁。

28) *Thirty Years...*, p.222.

29) K.P.E. Lasok, *Law and Institutions of the European Union* (7th Ed.; London, etc.: Butterworths, 2001), p.100.

30) 駐日 EC 委員会代表部の『月刊 EC』、1990年10月号は、これまで EC 委員会の各代表は外務大臣に信任されていたが、今回はじめて天皇陛下への信任状奉呈となった、ヨーロッパでの経済・通貨同盟創成に果たす委員会の役割が認められたものといえる、と述べている（2頁）。

31) なお、EC委員会は他の一、二の国際機関にも代表を派遣していたが、いずれも第三国に対する代表の兼任であった。1980年2月版以降の *Directory* によると、委員会の在ガイアナ代表部及びバルバドス代表部は、それぞれカリブ共同体事務局（Caricom Secretariat）及びカリブ開発銀行（Caribbean Development Bank）を兼轄していたことがある（カリブ開発銀行については1983年9月版まで、またカリブ共同体については1988年9月版まで）。注20末尾でふれた『愛知大学国際問題研究所紀要』に発表予定の拙稿（2）の 5（f）を参照されたい。

32) 『愛知大学国際問題研究所紀要』、第124号（2004年12月）、拙稿「欧州委員会及び非国家主体の間の公式関係」（2）、68-79頁。